

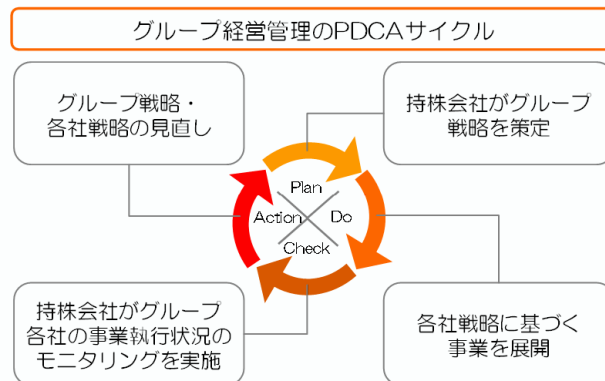
当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、「経営の健全性と透明性の向上」、「意思決定の迅速化」および「円滑な業務執行」に努めています。

持株会社である当社を監査等委員会設置会社とし、ガバナンスの強化に加え、重要な業務執行の権限委譲による迅速かつ効率的な意思決定体制を構築しています。また当社が経営監督に特化し、グループ各社が事業執行に専念することにより、グループ経営管理の高度化を図っています。



【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施することとしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1. 【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有株式に関する方針

当社グループは、政策保有株式について、当社グループの取引先等との関係の安定性を確保する観点から、「当社グループとの良好な取引関係や協力関係の維持・強化」「当社グループおよび発行会社の中長期的な企業価値の向上」「発行会社による地域経済への貢献」等に資すると認められる場合に限り保有する方針としています。

当社グループの政策保有株式については、毎年、取締役会において、保有に伴うリスクとリターンも踏まえ、上記の方針に則して保有の継続が適当であるかどうかを総合的に検証してまいります。

(2) 議決権行使基準

当社グループは、議決権行使について、発行会社の経営方針やガバナンス体制等を勘案した上で、中長期的な企業価値向上につながるか等の観点から、議案内容を検討した上で行使します。

特に、企業価値や株式価値に大きく影響を与える可能性のある議案につきましては、発行会社との対話の内容等を踏まえ、その賛否を総合的に判断します。

2. 【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、株主の利益を保護するため、当社や株主の利益に反する取引が行われることがないよう、以下の手続きを定めています。

- －「取締役会規程」において、取締役の競業取引および利益相反取引について取締役会の承認を要することを定めています。
- －「グループ内取引に関する基本方針」において、銀行法に定めるアームズレングスルールに基づき、グループ会社間での取引にあたっては、通常の取引条件と比して取引当事者の一方に不利益を与える取引をしてはならない旨を定めています。
- －「利益相反管理要領」において、利益相反行為等の禁止や株主の権利行使に際しての財産上の利益供与の禁止等について定め、こうしたコンプライアンスの遵守状況については「コンプライアンス規程」に基づき必要に応じて都度、取締役会が報告を受け、これを監視しています。

3. 【原則3－1. 情報開示の充実】

(1) 当社グループの経営理念は次の通りです。

【グループ経営理念】

私たちは、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力No.1の地域金融グループを目指します。

【グループブランドスローガン】

ココロがある。コタエがある。

当社グループの中核子会社である株式会社西日本シティ銀行の中期経営計画を公表しています。詳細は、株式会社西日本シティ銀行のホームページに掲載していますので、ご参照ください。

- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。
- (3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、本報告書「2. 1. 【取締役報酬関係】」に記載していますので、ご参照ください。
- (4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きは以下のとおりです。

口方針について

当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすために、取締役会メンバーとして当社グループの事業やその課題に精通する者が必要であることに加え、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えています。

このような観点から、当社は、当社グループの事業やその課題に精通する者を社内取締役候補者として指名し、選任された取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から経営陣幹部(役付取締役)を選定しています。また、多様な知見やバックグラウンドを持つ者を、社外取締役候補者として指名することで、取締役会全体としてのバランスをとることを基本方針としています。

なお、定款において取締役の員数を20名以内、うち監査等委員である取締役を3名以上と定め、現在13名の取締役(うち監査等委員である取締役4名)を選任しています。

口手続きについて

当社は、取締役候補者について、上記方針に基づき代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会において決定することとしています。

監査等委員である取締役候補者については、代表取締役が監査等委員会に推薦し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において決定することとしています。

- (5)当社の取締役の個々の選任理由は以下のとおりです。社外取締役の選任理由については、本報告書「2.1.【取締役関係】」に記載していますので、ご参照ください。

[取締役(監査等委員である者を除く。)の選任理由]

久保田 勇夫

当社グループの西日本シティ銀行において、平成18年の頭取就任以降、合併に伴う諸問題の克服、公的資金の完済、地銀共同化システムへの移行を果たすとともに、強いリーダーシップのもとで当社グループの業績向上に寄与してきました。経営トップとしての経験、能力、人格、識見等を活かすことにより当社の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役に選任しています。

谷川 浩道

当社グループの西日本シティ銀行において、平成23年の取締役就任以降、監査部、経営管理部、総合企画部、北九州・山口代表等、の中核業務を担当してきました。現中期経営計画についても、策定委員会の委員長を務め、平成26年6月の頭取就任以降は、その実行を先頭に立って指揮してきました。経営トップとしての経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役に選任しています。

礪山 誠二

当社グループの西日本シティ銀行において、平成16年の取締役就任以降、営業部門、総務部、グループ統括部、監査部を担当する等、経営経験も豊富な人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役に選任しています。

川本 惣一

当社グループの西日本シティ銀行において、平成20年の取締役就任以降、北九州・山口代表、営業部門を担当する等、営業全般に精通した人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役に選任しています。

高田 聖大

当社グループの西日本シティ銀行において、平成19年の取締役就任以降、広報、秘書、人事、監査、国際の各部門を担当する等、経営経験も豊富な人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役に選任しています。

入江 浩幸

当社グループの西日本シティ銀行において、平成22年の取締役就任以降、営業部門、地域振興部を担当する等、営業全般に精通した人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役に選任しています。

廣田 真弥

当社グループの西日本シティ銀行において、平成25年の取締役就任以降、国際、市場、証券の各部門を担当する等、国際・市場・証券業務に精通した人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役に選任しています。

村上 英之

当社グループの西日本シティ銀行において、平成26年の取締役就任以降、経営の企画・管理部門を担当する等、人事、企画・管理業務に精通した人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役に選任しています。

竹尾 祐幸

当社グループの西日本シティ銀行において、平成22年5月より、総務部長に就任し、平成23年の執行役員就任以降、総務部長、本店営業部長を務める等、業務全般に精通した人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役に選任しています。

[監査等委員である取締役の選任理由]

池田 勝

当社グループの西日本シティ銀行において、平成23年の執行役員就任以降、グループ統括部長、秘書部長を務める等、業務全般に精通した人物です。その経験、能力、人格、識見等を活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員)に選任しています。

4. 【補充原則4-1-1. 取締役会から経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」において取締役会決議事項の範囲を定め、経営陣に対する委任範囲を明確化しています。法令上取締役会における決議事項とすることが定められている事項のほか、その重要性および性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、経営会議をはじめとする当社の経営陣に委任しています。

5.【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立した客観的な立場から、取締役会による実効性の高い経営監督機能を確保するため、現在、独立社外取締役を3名選任しています。独立社外取締役のうち1名は企業経営者としての要職経験や幅広い見識を、うち1名は学識経験者としての豊富な見識や専門的見地を、うち1名は長年にわたるジャーナリストおよび生活者としての視点、経済・金融に関する知見を活かし、当社グループの経営全般に対して独立した立場から適確な助言を行い、経営の意思決定・監督機能を強化する役割を担っています。

6.【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、当社グループの事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から、その独立性を判断しています。

例えば、当社グループとの間で以下のような関係にある者については、当該関係があることによりその独立性を阻害するおそれがないかにつき、特に慎重に検討するとともに、必要な範囲で、当社グループと当該候補者との関係を株主の皆さまに開示することとしています。

- (1) 過去に当社またはその子会社の業務執行者であった者
- (2) 当社またはその子会社を主要な取引先とする者(※1)(法人である場合は当該法人の業務執行者または過去に業務執行者であった者)
- (3) 当社またはその子会社の主要な取引先(※2)(法人である場合は当該法人の業務執行者または過去に業務執行者であった者)
- (4) 過去3年以内に当社またはその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※3)を得たことがあるコンサルタント、会計専門家または法律専門家(法人その他の団体である場合は当該団体の業務執行者または過去に業務執行者であった者)
- (5) 当社の主要株主(※4)(法人である場合は当該法人の業務執行者)
- (6) 上記(1)～(5)の近親者
- (7) 当社またはその子会社の役職員が社外役員に就任している会社の業務執行者
- (8) 過去3年以内に当社またはその子会社から多額の寄付(※5)を受けたことがある法人その他の団体の業務執行者
- (※1)「当社またはその子会社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度の連結売上高の2%以上を当社またはその子会社から得ている取引先を指す。
- (※2)「当社またはその子会社の主要な取引先」とは、当社またはその子会社が直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上を得ている取引先を指す。
- (※3)「多額の金銭その他の財産」とは、過去3年間の総額で3,000万円以上の金銭その他の財産をいう。
- (※4)「主要株主」とは、発行済株式の10%以上を保有する株主を指す。
- (※5)「多額の寄付」とは、過去3年間の総額で1,500万円以上の寄付をいう。

7.【補充原則4－11－1. 取締役会全体の考え方】

上記「原則3－1(4)に基づく開示」をご参照ください。

8.【補充原則4－11－2. 取締役の兼任状況】

本報告書更新日時点における、当社の取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は次のとおりです。

礪山 誠二

株式会社プレナス 取締役 監査等委員
コカ・コーラウエスト株式会社 取締役 監査等委員

川本 惣一

第一交通産業株式会社 取締役
大石産業株式会社 監査役

高田 聖大

株式会社ピエトロ 取締役

廣田 眞弥

オーケー食品工業株式会社 監査役

村上 英之

昭和鉄工株式会社 監査役

田中 優次

西部瓦斯株式会社 代表取締役会長
広島ガス株式会社 監査役
鳥越製粉株式会社 取締役
若築建設株式会社 取締役

高橋 伸子

東燃ゼネラル石油株式会社 監査役

9.【補充原則4－11－3. 取締役会の実効性の分析・評価】

当社では、取締役会の実効性について、毎年、取締役会において分析・評価を行うこととしています。

当社グループの西日本シティ銀行は、平成28年6月の取締役会において、全役員に対するアンケート調査による自己評価を基に、取締役会の実効性について分析・評価を実施した結果、概ね実効性が確保されていることを確認しました。

一方、社外役員に対する情報提供の充実や、議案選定・資料の配布等に係る改善が必要であるとの課題を認識しましたので、今後取締役会の実効性の強化に努めてまいります。

10.【補充原則4－14－2. 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たしていく上で必要な知識・情報を取得し更新することができるよう、外部講師による講演や外部機関が提供するセミナー等も含め必要な機会を提供・斡旋するとともに、その費用を支援します。

また、新たに当社の社外取締役に就任した者に対しては、当社グループの事業・財務・組織等について十分に説明することとします。また、取締役会議案の事前説明や業務説明、現場視察の実施等、社外取締役がその役割・責務を実効的に果たすための環境の整備に努めます。

11.【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するために、以下のとおり取り組んでいます。

(1)責任者の指定

決算説明会等、株主・投資家の皆さまとの対話全般につきまして、経営企画部担当役員を責任者として、積極的に機会の提供を図ります。

(2)建設的な対話を促進するための体制

経営企画部が各部門およびグループ各社と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主・投資家の皆さまへ提供する体制を整備しています。

(3)対話手段の充実に関する取組み

株主・投資家の皆さまとの対話の一環として、決算説明会等を実施します。

(4)株主意見のフィードバック

株主・投資家の皆さまとの対話の中で把握したご意見は、対話当事者から経営陣へ適宜フィードバックします。

(5)インサイダー情報の管理

重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、周知徹底しています。また、対外公表未済の事項は投資家に配付する説明資料に記載しないこととするほか、重要事実に該当する可能性があるものについては回答を差し控えます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%以上20%未満

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社西日本シティ銀行	23,613,205	13.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,725,000	10.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	9,526,421	5.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,368,000	3.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,464,400	2.47
日本生命保険相互会社	3,861,856	2.13
明治安田生命保険相互会社	2,765,501	1.53
株式会社みずほ銀行	2,300,000	1.27
株式会社りそな銀行	2,200,251	1.21
東京海上日動火災保険株式会社	2,162,170	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無 [更新](#)

——

親会社の有無 [更新](#)

なし

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】について、当社は新設会社であるため、平成28年3月31日現在の西日本シティ銀行、長崎銀行および西日本信用保証の株式の状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しています。基準日時点において、西日本シティ銀行が長崎銀行および西日本信用保証の株式を保有していることから、西日本シティ銀行が記載されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 [更新](#)

東京 第一部、福岡 既存市場

決算期 [更新](#)

3 月

業種 [更新](#)

銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数 [更新](#)

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 [更新](#)

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 [更新](#)

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [更新](#)

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	20 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 優次	他の会社の出身者								○			
奥村 洋彦	学者								○			
高橋 伸子	その他								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 優次	○	○	社外取締役の田中優次氏は、西部瓦斯株式会社の代表取締役会長です。 当社グループは、西部瓦斯株式会社と資本関係および預金・貸出金等の取引がありますが、通常の条件により行っており、特別な利害関係はありません。 また、同氏との取引についても、通常の預金取引であり、特別な利害関係はありません。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監督機能強化の観点から、取締役として適任と判断し、監査等委員である社外取締役として選任しています。 また、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当社は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しています。
奥村 洋彦	○	○	当社グループは、奥村洋彦氏と預金取引がありますが、通常の預金取引であり特別な利害関係はありません。	学識者としての豊富な見識や専門的見地を有しており、監督機能強化の観点から、取締役として適任と判断し、監査等委員である社外取締役として選任しています。 また、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当社は、同氏が独立性の

				高い立場にあると判断し、独立役員として指定しています。
高橋 伸子	○	○	当社グループは、高橋伸子氏と預金取引がありますが、通常の預金取引であり特別な利害関係はありません。	長年にわたるジャーナリストおよび生活者としての視点並びに経済・金融に関する幅広い知見を有しており、監督機能強化の観点から、取締役として適任として判断し、監査等委員である社外取締役として選任しています。 また、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が定める基準に該当していないことから、当社は、同氏が独立性の高い立場にあると判断し、独立役員として指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	あり
----------------------------	----	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	更新
--------------------------------	----

監査等委員会室に所属する職員の人事異動および考課等人事権に係る事項の決定については、予め常勤の監査等委員に同意を求めることによって、当該職員の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

- (1) 監査等委員会と会計監査人の連携
監査等委員会は、会計監査人から監査計画および監査結果について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて適時に報告を求め、または意見交換を行うこととします。
- (2) 監査等委員会と内部監査部門の連携
常勤の取締役監査等委員が、内部監査部門である監査部から、毎月、内部監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて適時に報告を求め、または意見交換を行うこととします。
- (3) 内部監査部門と会計監査人の連携
内部監査部門である監査部は、会計監査人と情報交換を行い、客観的かつ効率的な内部監査を目指すとともに、会計監査人による改善勧告・指摘事項等がある場合、その改善状況を内部監査することとします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	----	--------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社の連結子会社である株式会社西日本シティ銀行では、「確定金額報酬」に加え、当該事業年度の業績等に応じて支給する「変動報酬」を導入しています。

ストックオプションの付与対象者 更新

該当項目に関する補足説明 更新

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は月次で支給する「確定金額報酬」のみとしています。
当会社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は月額25百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の総額は月額8百万円以内としており、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は取締役会において、監査等委員である取締役の報酬等は監査等委員の協議により、それぞれ決定することとしています。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社は常勤の取締役監査等委員を置き、社外取締役監査等委員をサポートすることとしています。
また、監査等委員会に直属する組織として監査等委員会室を設け、同室専任の職員が社外を含めた全監査等委員および監査等委員会の職務をサポートすることとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 会社の機関の内容

当社は、取締役会を経営の最高意思決定機関とし、その委任を受けた審議・決定機関である経営会議を一体化した意思決定機関と位置付けています。

イ. 取締役会

取締役会は、取締役9名と監査等委員4名(うち社外取締役3名)(平成28年10月3日現在)で構成され、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

また、事業環境の急速な変化に適応し、取締役の各事業年度の経営成果に対する責任の明確化を図るため取締役(監査等委員である者を除く。)の任期を1年とし、取締役会の活性化を図ります。

加えて、執行役員制度を導入することで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化を図ります。

取締役会は、原則月1回開催します。

ロ. 経営会議

経営会議は、代表取締役および社長が指名する取締役9名(平成28年10月3日現在)で構成され、取締役会で決定した経営方針等に基づき、経営に関する重要事項についての審議・決定を行います。また、本会議には、常勤監査等委員1名が出席することとし、適切な助言を行います。

経営会議は、必要がある場合に随時開催します。

ハ. 監査等委員会

監査等委員会は、2ヵ月に1回程度の頻度で開催します。

当社の監査等委員である取締役は4名で、うち社外取締役は3名であります。監査等委員は、監査等委員会が策定した監査計画に基づき、重要会議への出席や重要書類の閲覧、業務および財産の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査します。

(2) 内部統制システムの整備の状況

イ. コンプライアンス体制の強化

当社は、コンプライアンスに関する理念と役職員の行動指針を示した「コンプライアンスの基本方針」を制定し、これに基づいてコンプライアンス体制の強化に取り組みます。

具体的には、経営会議を随時開催し、コンプライアンスに関する経営上重要な事項について、具体的且つ実質的な協議または評価を行います。

また、リスク管理部が、統括部署としてコンプライアンス関連事項を一元的に管理します。

ロ. 内部統制の適切性・有効性の検証

内部統制の適切性・有効性については、本報告書「4. 1. (2) 当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制」に記載していますので、ご参照下さい。

なお、監査等委員である社外取締役田中優次氏は西部瓦斯株式会社において経理部長、経理部担当役員等を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

ハ. 会計監査

当社の会計監査業務は、新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士が執行します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査等委員会設置会社である当行は、独立性の高い社外取締役、内部監査・内部統制担当取締役、監査等委員会が適切に連携を図る体制とすることが、ガバナンス上有効であると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の検討期間を確保するため、時間的なゆとりをもって招集通知を発送（3週間前に発送）します。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主の利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能とします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加するとともに、株主宛発送前に、招集通知を東京証券取引所および当社ホームページで開示します。
招集通知（要約）の英文での提供	東京証券取引所および当社ホームページで開示します。
その他	株主総会において、事業報告のビジュアル化を実施します。 当社ホームページで株主総会招集通知および決議通知を開示します。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および中間決算公表後の年2回、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催します。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向け決算説明会で使用した資料を当社ホームページに掲載します。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ各社の経営理念やコンプライアンスの基本方針等において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	”地域の活性化なくして地銀の将来なし”との認識に立ち、元気で環境豊かな地域社会づくりに取り組んでいます。地域における歴史の伝承や芸術・文化の発展を支援するほか、講演会などにより地域社会への知的貢献を行っています。環境分野では、環境に配慮した企業経営・消費生活を金融商品・サービスを通じて支援するとともに、当社グループ自身も環境に配慮した店舗建設などを行っています。
その他	〈女性の活躍支援に向けた主な取組み〉 当社グループの中核子会社である西日本シティ銀行は、中期経営計画において「人間力の向上」を基本戦略の第一に位置づけ、その施策の中で更なる女性の活躍推進に向けて以下の取組みを行っています。 - 女性行員のキャリア開発支援を目的とした各種研修の実施 - 女性行員のネットワーク構築の支援 - 同世代の女性行員によるネットワーク「NCB女性塾」の開催 - 女性行員の管理職登用、営業担当登用の促進 - 女性の社外取締役（1名）を選任〔平成27年6月〕 - 女性の執行役員（1名）を登用〔平成28年6月〕 - 女性の部長（3名）、ブロック長（1名）を登用〔平成27年5月〕 また、本部企画部門・営業部門への積極配置や管理職への登用、総合職女性の採用拡大、両立支援制度の拡充等、女性の活躍機会の拡大に向けた取組みが認められ、平成21年度には厚生労働省より「均等・両立推進企業表彰 福岡労働局長優良賞（均等推進企業部門）」を、平成26年度には福岡県より「福岡県子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」を受賞しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を以下のとおり決議しています。

(1) 監査等委員会の職務の執行のため必要な体制

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会の職務の実効性を高めるため、常勤の取締役監査等委員（以下「監査等委員」という。）を置く。さらに監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を設け、同室に監査等委員会の職務を補助する専任の職員を配置する。

ロ. イ. の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査等委員会室に所属する職員の人事異動および考課等人事権に係る事項の決定については、予め常勤の監査等委員に同意を求めることによって、当該職員の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保する。

ハ. 監査等委員会のイ. の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会室に所属する職員を専任とすることによって、監査等委員会の当該職員に対する指示の実効性を確保する。

ニ. 監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 監査等委員以外の取締役および使用人は、当社の役職員または子会社の役職員の職務の執行に係る重大な法令・定款違反、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、これを監査等委員会に報告する。
- ・ 職務の執行に関し重大な法令・定款違反、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した当社の職員または子会社の役職員もしくはこれらの者から報告を受けた者は、これを監査等委員会に報告する。

ホ. ニ. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知させる。

ヘ. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について当社に対して費用等の請求をしたときは、当社は、会社法第399条の2第4項に基づき当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを速やかに処理する。

ト. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 常勤の監査等委員が経営会議その他の重要な会議へ出席するとともに、監査部をはじめとした各部から適時、適切に情報提供を受けることによって、監査等委員会の監査の実効性を確保する。
- ・ 代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

(2) 当社および子会社（総称して以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制

イ. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守に係る当社グループの基本方針および管理態勢をコンプライアンスの基本方針として定めるとともに、当社グループの役職員の行動指針をコンプライアンス遵守基準として制定する。
- ・ 当社グループの法令等遵守態勢を統括する部署を設置し、当社グループにおける役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制を整備する。
- ・ 当社グループの役職員がコンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部署の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。
- ・ 財務報告の適正性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して、当社グループの体制を整備する。
- ・ “顧客の保護および利便の向上”ならびに“反社会的勢力および組織犯罪の金融取引からの排除”については、法令等遵守態勢において適切に取り組む。
- ・ 監査部は、法令等遵守状況についての当社グループの内部監査を統括し、子会社の内部監査結果に基づき、子会社の管理態勢の適切性・有効性を評価し、その結果を取締役会、監査等委員（会）に報告する。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理および保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた文書規程に基づき、適正な保存および管理を行う。
- また、取締役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社グループの健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的考え方、管理方針等を定めたリスク管理の基本方針をリスク管理の最上位の方針と位置付け、本方針に基づき、当社が抱えるあらゆるリスクを適切に管理する体制を整備する。
- ・ リスク管理を確保する体制として、当社グループのリスク管理態勢を統括する部署を設置する。
- ・ 業務継続規程を定め、危機発生時において速やかに当社グループの業務の継続、通常機能の早期復旧を図るための体制を整備する。
- ・ 監査部は、リスク管理状況についての当社グループの内部監査を統括し、子会社の内部監査結果に基づき、子会社の内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、その結果を取締役会、監査等委員（会）に報告する。

ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、取締役会とその委任を受けた審議・決定機関である経営会議を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営および付議事項等を定めた取締役会規程（および同付議基準）および経営会議規程を制定する。
- ・ 当社の指揮・命令系統の明確化および責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌および職務権限に関する諸規程を制定する。
- ・ 当社グループの経営が効率的かつ適切に行われることを確保するため、グループ経営管理規程を制定する。

ホ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

- ・ 当社は当社グループの経営管理を統括する部署、当社グループの法令等遵守態勢およびリスク管理態勢を統括する部署を設置し、子会社の意思決定および業務執行に関し、当社に対し協議または報告を行うことをグループ会社運営マニュアルに定める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「コンプライアンスの基本方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」ことを定め、関係遮断に努めることを基本方針としています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・ 反社会的勢力への対応にかかる統括部署を定め、当社グループが基本方針に則り反社会的勢力等対応態勢が整備されていることを、一元的に把握・管理します。
- ・ 平素から、警察、弁護士などの外部専門機関と連携を保ち、反社会的勢力の不当要求等に適切に対処する態勢としています。
- ・ 反社会的勢力への対応体制を確立すべく、基本的事項として「コンプライアンス規程」に「反社会的勢力等対応管理方法」を規定しています。
- ・ 反社会的勢力への対応にかかる基本動作、事務手続き等について、各子会社において研修、勉強会などを実施しています。

V その他

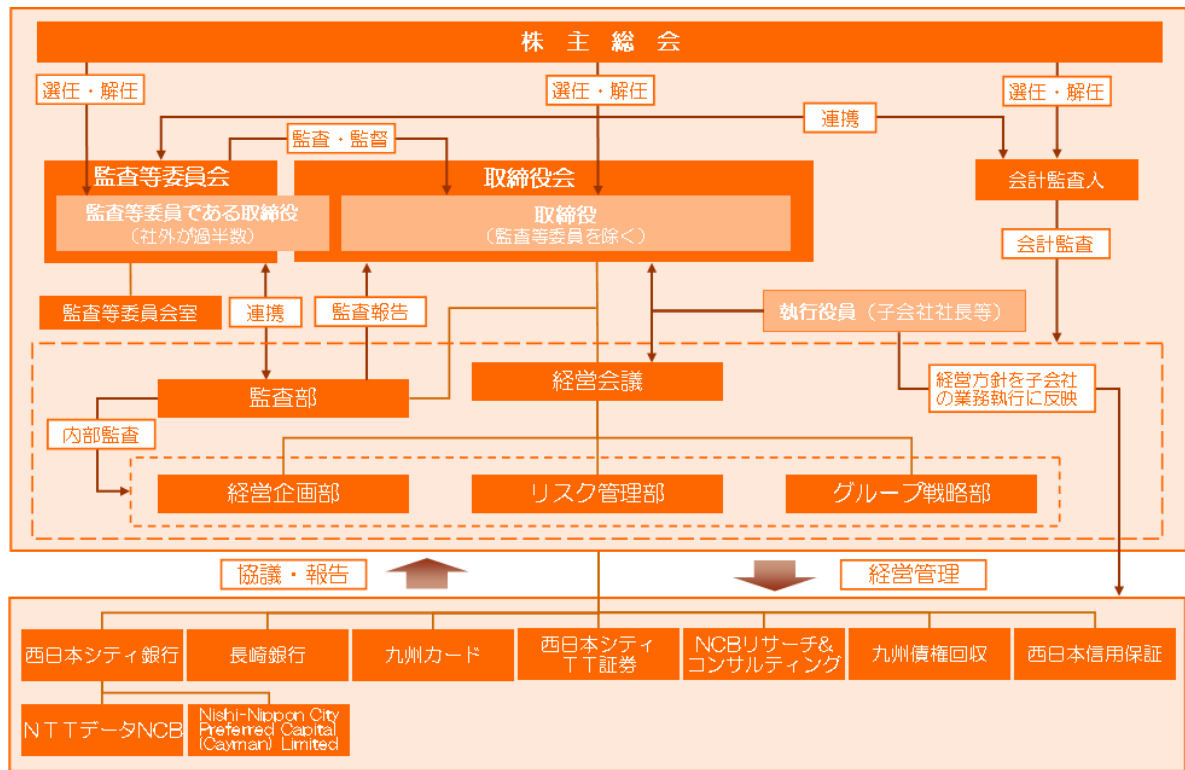
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	更新	なし
-------------	--------------------	----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	--------------------

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

〔コーポレート・ガバナンス体制の概要〕



〔適時開示体制概要図〕

